

## 資料 4

### 府中市行財政改革検討協議会設置要綱

平成24年9月3日

要綱第94号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の行財政改革の推進に関する計画の策定に当たり、行財政改革として市が取り組むべき方策に関する市民等の意見を反映させるため、府中市行財政改革検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、行財政運営に関する課題を整理し、市が取り組むべき行財政改革に関する方策について検討及び協議をし、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 2人以内
- (2) 公認会計士又は税理士 1人
- (3) むさし府中商工会議所の代表者 1人
- (4) 学識経験を有する者 1人
- (5) 府中市総合計画審議会委員（府中市総合計画審議会規則（平成24年6月府中市規則第24号）第2条第5号に規定する学識経験を有する者として市長が委嘱したものに限る。） 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による市長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、政策総務部財政課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。